解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年二月六日開催の第五十三期評議員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十日

愛媛県新居浜市新須賀町三丁目四番一七号

財団法人新居浜労働会館

代表清算人　園部　護

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十日

福岡市博多区博多駅東二丁目八番一一号

特定非営利活動法人福岡犯罪被害者支援センター

清算人　芦塚　増美

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十四年四月四日沖縄県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十日

沖縄県石垣市美崎町一一番地一

清算法人竹富町土地改良区

代表清算人　西大舛髙旬

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月十一日開催の臨時総会の決議により平成二十四年三月三十一日に解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十日

秋田県由利本荘市松ケ崎字荒町南側一五八番地

社団法人松ケ崎共済会

代表清算人　佐々木泰輔

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十日

埼玉県越谷市蒲生寿町一番五号

財団法人畔上公園

代表清算人　畔上　裕次

解散公告（第二回）

当土地改良区は、土地改良法第六十七条第二項の規定に基づき平成二十四年四月十八日付けで埼玉県知事の認可により解散したので、当土地改良区に対し債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月九日）の翌日から二箇月以内に申し出られたく、同法第七十六条において準用する民法第七十九条の規定により公告します。なお、右期間内に申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十日

埼玉県熊谷市上中条八一三番地

清算法人中条星宮土地改良区

清算人代表　中山　福壽

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年十二月九日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十日

東京都台東区浅草五丁目四番二号伊予ビル三〇一号　特定非営利活動法人スプレッド

代表清算人　大西利恵一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月十八日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十日

東京都品川区東大井一丁目一一番二五号クレストタワー品川シーサイド一七〇九号室

特定非営利活動法人アジア運動栄養健康科学研究所

清算人　山田　葉子

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十日

横浜市青葉区みたけ台二六番一七

財団法人神奈川県民間保育園協会

代表清算人　野本ヨシ子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年二月二十六日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十日

静岡市清水区有東坂一八番九号コーポいずみ二〇一号

特定非営利活動法人静岡ウインドオーケストラ

清算人　神尾　友哉

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年四月二十三日愛媛県知事の許可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十日

愛媛県北宇和郡松野町大字松丸三四三番地

財団法人松野町観光公社

代表清算人　山口　尊

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月二十三日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十日

北海道夕張郡栗山町中央三丁目三〇五番地

特定非営利活動法人くりやまコミュニティネットワーク　清算人　村上　渉

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十日

茨城県東茨城郡大洗町磯浜町字東八二五三番地の一〇　財団法人大洗町漁業振興協会

清算人　小谷　隆亮

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十四年三月二十七日新潟県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十日

新潟県佐渡市徳和二三三九番地

清算法人赤泊村土地改良区

代表清算人　後藤　坤一

解散公告（第三回）

当法人は解散したので当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十日

長野県北安曇郡白馬村北城一一〇二六

ＮＰＯ法人白馬里山体験学校

清算人　尾川　耕

第五十二期決算公告

平成二十三年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部

流動資産	三三八、六五四
固定資産	一、一三八、八八七
有形固定資産	七七一、九六九
無形固定資産	五六、四〇八
投資等	三一〇、五〇九
合計	一、四七七、五四二

負債及び純資産の部

流動負債	四八、三六六
固定負債	八九六、九二二
株主資本	五三二、二五三
資本金	一九八、〇〇〇
利益剰余金	三三四、二五三
その他利益剰余金	三三四、二五三
（うち当期純損失）	（五六、〇二五）
合計	一、四七七、五四二

平成二十四年五月十日

岐阜県瑞浪市土岐町四八五八番地の四

株式会社エムケー

代表取締役　長谷　和治